

第3次甲賀市環境基本計画策定の方向性について

1. 計画の位置づけ

本計画は甲賀市環境基本条例第7条の規定に基づき策定するもので、令和6年度をもって第2次環境基本計画が終了することから、本市における環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。



2. 策定の方向性

国及び滋賀県が策定した関連計画並びに甲賀市政の最上位計画である第2次甲賀市総合計画（第3期基本計画）の策定の方向性を勘案し計画を策定します。また、本市が策定している他の構想・計画・指針等と整合性を図ります。

総合計画（基本構想）は、令和10年度までを期間としていることから、環境基本計画の全体構想は現行計画を基本としながら、カーボンニュートラル及びネイチャーポジティブに関する事項を中心に、現行計画策定以降の時勢の変化を反映し、環境未来都市・甲賀を実現するための環境分野における最上位の計画として策定します。

3. 計画期間

計画期間は、地球温暖化対策やネイチャーポジティブの目標年次との整合性を図るため、令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）までの6年間とします。

4. 構成案

第1章 環境基本計画の基本事項	第2章 環境を取り巻く状況
第3章 これまでの取り組み状況	第4章 目指すべき甲賀市の環境
第5章 基本方針に基づく取組	第6章 計画を進めるために

第4～5章には、環境未来都市宣言、カーボンニュートラル及びネイチャーポジティブなど、特筆すべき事項を盛り込みます。

5. 策定体制

(1) 甲賀市環境審議会

市民（公募・団体）、事業所、学識経験者、教育機関などで構成している甲賀市環境審議会において、計画の策定に向けた審議を行います。

今年度から生物多様性の保全及び復元に関する研究者1名を追加で委嘱しています。

(2) 市民参加

市民意識調査、市民団体等との意見交換、パブリック・コメント及びオンライン合意形成プラットフォーム（L i q l i d）により、広く市民の意見を聴取します。

6. 計画策定のスケジュール

令和6年	7月	庁内会議 <u>第1回環境審議会（諮問）</u>
	8月	庁内会議 庁内意見照会
	9月	<u>第2回環境審議会（素案）</u> 庁内会議
	10月	<u>第3回環境審議会（答申）</u>
	11月	庁内会議
	12月	パブリック・コメント実施
令和7年	2月	庁内会議 環境審議会
	3月	計画策定